

はしがき

本書は、法律文書の英訳術、すなわちハウツーと、法律文書の翻訳論と欧米で盛んに論じられている一般の翻訳論について著したものである。私は、現在法務省が担当している日本法令外国語訳整備プロジェクトに2004年から参加してきた。その経験から気づいた参考事項も含まれている。本文にも著したが、日本法令外国語訳整備プロジェクトを開始した頃は、法律文と法律用語の英訳技術論についての議論は極めて初歩の段階にとどまっていた。いまでこそ、欧米では法律文翻訳論（法律翻訳学：legal translation studies）は翻訳論（translation studies）の一分野として確立されつつある、しかし、2004年当時はそのような傾向や研究はさほど広まっておらず、翻訳論や翻訳技術論については、私も関係者も理解が浅かった。そのため、無用の試行錯誤を繰り返したきらいがある。その上、洋の東西を問わず、翻訳論の中心は文学の翻訳であり、法律文書翻訳論は日本では全く論じられていなかった。特に日本では今でもこの傾向が強い。しかし、文学の翻訳と法律文書の翻訳とでは翻訳目的が異なる。文学の翻訳と、ビジネス文書の翻訳、工業製品マニュアルの翻訳、映像字幕の翻訳など、翻訳の分野によってそれぞれの事情があり、文学翻訳論がすべての翻訳の共通の基礎となるわけではない。大多数の法律文書の翻訳の目的は、他の分野の翻訳と異なる。目的が異なれば、翻訳の仕方も異なる。したがって、日本の翻訳論の全部が当然に法律文書の翻訳に当てはまるわけではない。ましてや、日本では逐語訳無条件信奉説が古くから根強く支持されてきた。後述のように、逐語訳は、翻訳者の主観的解釈をできるだけ排除したい場合に安全

策として採用される翻訳技法である。法律文書の翻訳には、文学の翻訳や、字幕翻訳など、他の種類の文書の翻訳とは異なった法律文書翻訳独自の配慮が必要である。

法務省による日本法令外国語訳整備は、2004年のある会議の発言がきっかけとなり発展してきた。その後、約20年、私は、直接又は間接に法令外国語訳に関与することとなった。その過程で私は予想していなかった多くの問題に直面した。この貴重な経験は記録しておいて、日本語法律文書を英訳する人の共通の財産とする必要があると感じた。そこで本書を書き始めたのだが、同時に欧米で1990年代中頃から盛んになった前述の翻訳論あるいは翻訳学 (translation studies) を踏まえることが必要だと考え、翻訳論の参考書を読み始めた。ここでも、どういう本を読むべきか、ガイダンスが少なかったため、大きな回り道をしてしまった。回り道をした理由の一つが、欧米の翻訳論が百家争鳴の状態にあり、議論が収斂していなかったことにもある。他にも理由がある。その理由についてはまだ推測段階であるが、第一に、欧米の翻訳論が聖書の翻訳から出発し、その影響が極めて大きかったこと (法令翻訳に関してはローマ法の翻訳の影響が強かった)、第二に、欧米の主要な翻訳論を論ずる論者がヨーロッパで使われている言語 (英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語など) の間の翻訳を中心に論じており、日本語のような西欧語とは全く異なった言語間の翻訳に対する考察がなかったこと、第三に、あまりにも複雑で art の要素が強い翻訳という行為に対し、あまりに単純かつ性急に science の技法を適用しようとしたことが影響していると私は考えている。私にとっては、翻訳目的が翻訳行為を左右する基本的ファクターとなると主張する後述のスコpos

理論を除いて、欧米の翻訳論は私の法令外国語訳の作業から得た感覚に全く合わない。スコポス理論の中でも、後述のクリスチアナ・ノードの *Translating as a Purposeful Activity: Functionalist Approaches Explained* を読んで、やっとまともな翻訳論に出会った気がした。本書の読者が私のような回り道をしないように、翻訳論理解に関する私の経験を書くこともまた重要ではないか、と考え、そのような立場から欧米の翻訳論にも触れた。

本書は、私にとっての人生最後の著書になる可能性も考え、あまり肩肘を張らずに、法律文書を翻訳する人たちに参考になればと思って書いたものである。したがって学問的な本ではないし、まして体系書ではない。だから、Kindle 版なども引用しているし、法律参考書も手持ちのものを使ったので必ずしも最新版を引用していない。これは私が歳を取って怠惰になったための言い訳もあるが、法律参考書の内容を問題とせず、法律英語の表現ぶりを問題としているからである。だからといってエッセイというほど軽いものでもない。類書もないので、皆さんの参考になれば幸いである。

なお、翻訳論では、翻訳すべき原文のことを「起点テキスト」(source text) といい、その原語を「起点言語」(source language) という。また、翻訳先の原語に翻訳されたテキストを「目標テキスト」(target text) といい、翻訳先の原語を「目標言語」(target language) という。しかし、一般の読者には耳慣れない用語であるという意見もあり、ここでは「起点テキスト」を「原文」、「目標言語」を「翻訳先の原語」ということにしている。

また、法律文書の英訳の目的は、日本語は分からないが英語は分かる人のために、日本語で書かれた法律文書の意味を英語で伝達することであるが、「英語が分かる人」をもっと短く表現しなかったので、「英語人」という造語をしたところ、出版社の編集の人に評判が悪かった。そこで、「英語ネイティブ」としたが、別に「ネイティブ」でなくともよい。私は、多分「英語が分かる人」に入るだろうが、英語は福島県で中学校から勉強しているから、「英語ネイティブ」とは言えない。これも他に短い適切な表現がなく、仕方なく「英語ネイティブ」と表現しているが、「英語が分かる人」の意味である。「日本語ネイティブ」という言葉も出てくるがこれも「日本語が分かる人」の意味である¹⁾。

なお、本書に使用した日本法令条文の英訳文は、すべてネットで公開されている日本法令外国語訳データベース（JLT）に掲載のもの、またはそれを素材として加工したものである。

1) 牧野成一『日本語を翻訳するということ——失われるもの、残るもの』（中公新書、2018年）5頁では、この意味の「英語ネイティブ」「日本語ネイティブ」をそれぞれ「英語人」「日本語人」と表現している。

目 次

はしがきi
第1章 法律文翻訳の難ささと日本法令翻訳の黎明期の苦勞1
1 難しい法律文書の英訳	2
2 日本語を母語とする人のための法律文書英訳術	5
3 日本政府による法令外国語訳の始まり	6
4 法令外国語訳での試行錯誤の経験	7
5 法務省の法令外国語訳 (JLT: Japanese Law Translation)	12
6 本書が対象とする法律文書の範囲	12
7 本書が対象とするのは日本語から英語への翻訳	13
8 法務省の法令外国語訳の作業の流れ	15
9 標準対訳辞書の限界	17
10 非常に広い翻訳の世界	18
11 翻訳論 (translation studies) について	19
第2章 法令や判例とその他法律文書の翻訳の目的の違い21
1 翻訳の目的確定の重要性	22
2 法律解釈基本資料の翻訳	23
3 一般法律文書の翻訳と翻訳者による解釈・補充	24
4 意味の伝達の目的と法律解釈基本資料翻訳の逐語訳選好とのバランス	25
5 「等価」という“equivalence”の訳語について	27
6 「逐語訳」と「意訳」	30
7 生きた英語表現	36
8 受験英語の英文和訳、和文英訳と「直訳」	39
9 原文の意味の確定の方法	42
10 法律文書の翻訳と文学の翻訳の違い	43
11 すべての法律文書にあてはまる原則	45
第3章 言葉の意味以外のファクター（文化、状況）と翻訳47
1 言語は文化と切り離せない	48

- 2 発話の状況の考慮 53
- 3 コモンローと比較法の知識の必要 53
- 4 日本の学校で英語を学習した日本人は英語表現に関しては英語ネイティブにかなわない 54
- 5 日本語を知らない人に読ませる英語の文書を日本語で下書きすることは禁物 57
- 6 単純に翻訳すると誤解が生ずる恐れがある場合は工夫が必要 59
- 7 面倒な「銀行」の英訳 60
- 8 第三者からの依頼あるいは指示で法律文書を翻訳する場合の「翻訳仕様書」 61

第4章 「正確な翻訳」の誤解 …………… 65

- 1 逐語訳や直訳が「正確な翻訳」である根拠はない 66
- 2 「正確な翻訳」と「(翻訳を読む人にとっての)意味の近似」と逐語訳 66
- 3 「正確さ」と読みやすさのバランス 72
- 4 日本の法律用語の無用な区別は必要のない限り無視したほうがよい 73
- 5 「誤訳」 75
- 6 簡潔な日本語と説明的英語の行間を埋める 78
- 7 主語の補充、構文の変更 80
- 8 長い文章の分断 83
- 9 日本語の構文を変えて翻訳することの是非 85
- 10 同じ意味を持つ言葉は、法律用語を含めて、同じように訳すことが望ましい 87
- 11 日本語ネイティブが犯しがちな法律英語の誤り 89
- 12 書き方のスタイル (Writing Style) 90
- 13 Punctuation 91
- 14 法律英語の表現方法、慣用及び collocations の調べ方 92

第5章 標準対訳辞書にない法律用語の訳語のを見つけ方 …………… 95

- 1 日本の法律用語に対応する英語が簡単には見つからない理由 96
- 2 ドイツ語やフランス語に日本語に対応する法律用語を発見することは多い 98
- 3 対応するドイツ語やフランス語の適切な英訳語がない場合 99

4	日本の法律用語に対応するドイツ語あるいはフランス語に対応する適切な英語訳を調べる方法	104
5	DCFR アウトライン版の日本語訳を使って日本語の法律用語の適切な英訳を探す方法	106
6	DCFR の利用のメリット	107
7	会計用語その他、法律用語ではないが法令によく出てくる言葉	108
8	法律学術用語	108
9	英文で書かれた比較法の参考書	111
10	日本法を英語で解説した参考書を利用する方法	113
第6章	法令文のカッコ書きの訳し方	115
1	かっこの中にまたかっこ	116
2	かっこ書きの目的	117
3	書いてあることを理解する方法	117
4	条文のかっこ書きを注書きにすると	119
5	英訳が難しい日本の法令条文用語の細かいルール	122
6	「等」	125
第7章	英語独特の問題	131
1	Gender	132
2	Shall	134
第8章	英訳がほとんど不可能か著しく難しい日本の法律用語	137
1	「意思表示」	138
2	「善意」「悪意」	138
3	「監査役」	143
4	「無期懲役」	143
5	「～業」「～業者」	145
6	「委託する」「委嘱する」	150
7	「確定日付」	151
8	「債務名義」	152
9	不思議な日本の法律用語の「債権」	152
10	「危険負担」	155
11	「又は」が and になる場合	157

12	「処分」	158
13	「端数」	160
14	「名義貸し」	161
15	「時効」	162
16	「当分の間」	164
第9章	翻訳論又は翻訳学	167
1	日本語を英語に翻訳する場合には役に立たない欧米の翻訳論	168
2	例外的に検討する価値のあるスコポス理論あるいは機能主義理論	172
3	特に注目すべきクリスチアネ・ノード	173
4	欧米の「翻訳論 (Translation Studies)」全般を勉強してみたい人のために	175
5	その他の欧米の翻訳論の参考書	176
	(1) 英語で書かれた日英翻訳の参考書	176
	(2) 翻訳論に関する日本語の文献の主なもの	177
第10章	等価論の現在	181
第11章	結論	185
1	法律文書の翻訳の本質は意味の伝達である	186
2	翻訳文の意味が分からないような逐語訳は避ける	186
3	主語の補充は慎重に、構文の変更はやむを得ない	187
4	翻訳文の英文から、法律家独特の表現 (legalese) を排除すべきである	187
5	「善意」「悪意」、その他適切な翻訳が不可能である例	188
6	翻訳論全般について	188
あとがき		190
事項索引		192
著者略歴		195